

石川県公報

令和 6 年 4 月 18 日 (木曜日)

号 外

(第 28 号)

目 次

- 人事委員会**
 ○一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

1

人 事 委 員 会

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 令和六年四月十八日

石 川 県 人 事 委 員 会

石川県人事委員会規則第六号

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則（昭和三十二年石川県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第九県総合事務所及び保健福祉センターの項を次のように改める。

県総合事務所及び保健福祉センター	(1) 狂犬病の予防に関する業務に従事することを本務とする獣医師	一・五
	(2) 野犬捕獲作業に従事することを本務とする職員	

別表第九小動物管理指導センターの項を次のように改める。

動物愛護センター	狂犬病の予防に関する業務に従事することを本務とする獣医師	一・五
----------	------------------------------	-----

別表第十知事の事務部局の部本庁の項中

部（局）次長（人事委員会が別に定める職を含む。）	二種
知事室長	
危機管理監室次長	
新幹線・交通対策監	
少子化対策監	
産業振興戦略監	三種
出納室長	
課長	
企画振興部課長	四種
商工労働部課長	
出納室次長	四種
室長	
担当課長	
所長	

を

部(局)次長(人事委員会が別に定める職を含む。)	二種
知事室長	
デジタル推進監	
危機管理監室次長	
交通総合対策監	
少子化対策監	
産業振興戦略監	
出納室長	三種
課長	
知事室次長	
企画振興部課長	
商工労働部課長	四種
出納室次長	
室長	
担当課長	
所長	
危機管理監付課長	

に改め、同部女性センターの項を削り、同部保健課

境センターの項の次に次のように加える。

動物愛護センター	所長	三種
----------	----	----

別表第十知事の事務部局の部中央病院の項中

管理局次長	二種
部長(薬剤部長及び看護部長を除く。)	
センター長	
副センター長	

を

管理局次長	二種
部長(医療安全管理室長、感染症対策室長、透析療法室長、予防医療室長、結石破碎室長、歯科技術室長、遺伝子診療室長、がん医療センター長、救命救急センター長、血管病センター長、手術部長又は医療技術部長を兼ねる職に限る。)	
センター長	

に、

医長	五種
室長	
副部長	
課参事	
室次長	

を

室長	五種
副部長(医師及び歯科医師を除く。)	
課参事	
室次長(医師及び歯科医師を除く。)	

に改め、同部こころの病院の項中「診療部長」の下

に「医療情報室長、地域生活支援部長、教育研修部長又はダイケアセンター所長を兼ねる職に限る。」を加え

医事課長	五種
科長	
医長	
副部長	
課参事	
ダイケアセンター次長	

を

医事課長	五種
科長(医師を除く。)	
副部長	
課参事	

に改め、同部白山自然保護センターの項の次に次の

ように加える。

女性センター	館長	三種
--------	----	----

別表第十知事の事務部局の部農林総合事務所の項中

副部長	五種
総務課長	
企画調整室長	
農業振興課長	
計画課長	
地域農業振興課長	
工事管理担当課長	
農業振興課担当課長	

を

副部長	五種
総務課長	
企画調整室長	
農業振興課長	
計画課長	
地域農業振興課長	
環境課長	
工事管理担当課長	
農業振興課担当課長	

に改め、同表教育委員会の部事務局の項中「教員確

保・指導力向上推進室次長」を「教育DX・教員確保指導力向上推進室次長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第九及び別表第十の規定は、令和六年四月一日から適用する。

